

令和7年3月10日

総務部長 坂井 元
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、3月10日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）		指名停止期間
(1)	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 (大阪府大阪府中央区城見二丁目1番61号)	令和7年3月11日 ～令和7年6月10日 (3か月)
(2)	パナソニック環境エンジニアリング株式会社 (大阪府吹田市垂水町三丁目28番33号)	
(3)	パナソニック産機システムズ株式会社 (東京都墨田区押上一丁目1番2号)	

2 理由

前記(1)、(2)及び(3)の事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、(1)及び(2)の事業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局又は関東地方整備局より令和7年1月31日付けで、営業停止処分（22日間）及び指示処分を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第11号（建設業法違反行為）に該当する。